



～小諸市地域包括支援センター・市高齢福祉課にご相談ください～

介護保険サービスを利用するには

問 高齢福祉課 介護保険係

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で介護を必要とする状態や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要な『要支援・要介護状態』になったときに、介護サービスを利用することができます。

実際にサービスを利用する際には、保険者(市)へ申請を行い、「介護や支援が必要な状態」と認定される必要がありますので、お困りの際はご相談ください。

◆サービス利用のために ～相談から認定までの流れ～



1. 相談

小諸市地域包括支援センターや高齢福祉課の窓口で、生活の様子や困りごとについてお話しいただき、介護サービスの利用について相談・検討します。相談後、ご自宅へ地域包括支援センターの職員が伺い、普段の様子を確認させていただくこともあります。

※ご相談いただくことで、介護保険以外の方法やサービスで対応できる場合もあります。

2. 申請

「要介護・要支援認定申請書」を記入し、高齢福祉課窓口へ申請します。申請は本人や家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうことができます。

【申請に必要なもの】介護保険被保険者証(65歳以上)、健康保険の資格者情報、マイナンバーと身元確認書類

3. 認定調査・主治医意見書作成(小諸市)

小諸市の認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態、居住環境等について本人や家族から聞き取り調査を行います。市から主治医に主治医意見書(心身の状態についての意見書)の作成を依頼します。

※主治医意見書の作成には受診が必要です。

4. 一時判定(小諸市)

調査票をコンピュータに入力し、どの程度の介護の手間がかかるか推計します。

5. 二次判定(佐久広域連合)

一次判定結果、主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。

6. 認定(小諸市)

本人宛に認定結果の通知と認定結果が記載された被保険者証を郵送します。

認定は、「要支援 1・2」「要介護 1～5」の7段階及び「非該当」に分かれています。

【利用できるサービス】

- ・「要介護」と認定された方…「介護サービス」
- ・「要支援」と認定された方…「介護予防サービス」「介護予防・生活支援サービス事業」

◆ケアプランの作成

介護(介護予防)サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。「要介護」と認定された方は、居宅介護支援事業者に依頼し、心身の状態に応じて利用するサービスを盛り込んだ「ケアプラン」を作成します。また「要支援」と認定された方は地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に依頼し、「介護予防ケアプラン」を作成します。その後、ケアプランの内容に沿ったサービスを利用します。



注目!

10/28(火) 脳いきいき教室



テーマ「車の運転と免許返納のタイミング」

ご自身やご家族の高齢期の運転について、一緒に考えてみませんか? お話の後は楽しく頭を使いながらの軽い体操も行います。

▶日時 10/28(火) 13:30～15:00

▶場所 高齢者福祉センターこもれび

▶講師 小諸警察署 交通課 警察官の方

▶対象 60歳以上の市民 ▶費用・申込 不要

問 高齢福祉課 長寿支援係 ☎ 22-1700(内線 2133)